

# **安芸高田市原油価格高騰緊急経済対策 支援金**

**【 申請ガイド 】**

**<安芸高田市原油価格高騰緊急経済対策事業実行委員会>**

# 申請ガイド

## 1 目的

本支援金は、コロナ禍における原油価格高騰の影響を受ける市内事業者に対して、事業で使用する燃料代を助成することにより、事業者の負担軽減を図ることを目的とする。

## 2 支援対象者

次のいずれにも該当する者

- (1) 市内に主たる事務所又は事業拠点を有する事業者（個人にあつては市内に住所を有する者）
- (2) 安芸高田市市内において今後も事業を継続する意思のある者
- (3) 対象期間における燃料油の購入について、安芸高田市又は他の団体から別の補助金等を受けない者
- (4) 市税に滞納がない者
- (5) 対象期間における燃料油購入量に、原材料としての使用又は他者への販売を目的としたものが含まれていない者
- (6) 対象期間における燃料油購入量に、主に安芸高田市外の事業所又は事業拠点において管理・使用される機械装置等への使用を目的としたものが含まれていない者
- (7) 下記のいずれにも該当しない者
  - ・ 法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第一に規定する公共法人
  - ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
  - ・ 政治団体
  - ・ 宗教上の組織若しくは団体
  - ・ 安芸高田市暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者

## 3 対象となる燃料油

ガソリン・軽油・重油・灯油

※ハイオク・LP ガス・混合等、上記燃料以外の経費は対象外

※主に安芸高田市外の事業所または事業拠点において管理・使用される機械装置等への使用を目的とした燃料油は対象外です。

## 4 対象期間

令和 4 年 1 月 1 日～6 月 30 日

※上記期間中に購入した燃料油が対象となります。

## 5 給付金額

令和4年1月1日～6月30日の間に購入した燃料代に油種別基準額（表1）を乗じた額の合計（1円未満の端数がある場合は切捨て）から2,000円を除いた額。（給付上限額50万円）

【計算式】対象となる燃料油の購入量（リットル）×油種別基準額-2,000円＝給付額

表1：油種別基準額

種類	基準額/ℓ
ガソリン	3.72円
軽油	3.65円
重油	2.87円
灯油	3.16円

※給付額の計算例

### 事例1

対象期間中に、軽油を毎月18,000L購入した運送事業者の場合

$18,000\text{L} \times 6\text{ヵ月} = 108,000\text{L} \times 3.65\text{円} = 394,200\text{円}$

$394,200\text{円} - 2,000\text{円} = \mathbf{392,200\text{円}}$ が給付額となります。

### 事例2

対象期間中にガソリンを毎月50L、灯油を毎月20L購入したサービス事業者の場合

（ガソリン） $50\text{L} \times 6\text{ヵ月} = 300\text{L} \times 3.72\text{円} = 1,116\text{円}$

（灯油） $20\text{L} \times 6\text{ヵ月} = 120\text{L} \times 3.16\text{円} = 379.2\text{円}$  計1,495円（1円未満切り捨て）

$1,495\text{円} - 2,000\text{円} = \mathbf{\blacktriangle 505\text{円}}$  この場合は給付対象外となります。

## 6 申請方法

申請期限までに必要な書類を申請先に郵送してください。

### (1) 申請期限

2022年（令和4年）11月30日（水）まで ※申請期限当日消印有効

### (2) 申請に必要な書類

次項の表2で記載している書類を揃えて提出してください。

### (3) 申請先

〒731-0501 安芸高田市吉田町吉田979-2 安芸高田市商工会 宛

※郵送される封筒には必ず「支援金申請書在中」とご記入ください。

表 2：申請に必要な書類一覧表

必要書類	入手先
<p>安芸高田市原油価格高騰緊急経済対策支援金交付申請書兼請求書 (様式第 1 号)</p> <p>※ A 4 用紙に片面で出力し (ホッチキス留め不可)、必要書類を添付して提出してください。</p>	<p>商工会 HP 又は市 HP</p>
<p>油種別購入量一覧 (添付様式 1-①~④)</p> <p>※添付様式 1 に記載する内容が記載された帳簿等、独自でまとめている場合、この書類の提出は不要です。その場合、帳簿等の写しをご提出ください。</p>	<p>商工会 HP 又は市 HP</p>
<p>事業用の機器・設備等の保有状況を示す写真 (添付様式 2)</p> <p>※申請する燃料油のうち、その燃料油を使用する機械装置等 (申請油種ごとに各 1 台) の状況を示す写真を添付してください。</p> <p>※保有状況を示す写真は下記を含めたものを準備してください。</p> <p>車両等の場合 (例：自動車、農機具、建設重機など) 車両等の車体 及び 保管状況 (車庫の外観など)</p> <p>機械装置等の場合 (ボイラー、発動機、暖房設備など) 機械装置の本体 及び 設置状況 (設置場所の外観など)</p>	<p>添付様式 2 は商工会 HP 又は市 HP、 写真は各自 準備</p>
<p>確定申告書類の写し</p> <p>※税務署の受付印が押された控え、eTAX の場合は電子申告日時が印字された控え又は「受信通知」を添付</p> <p>&lt;法人&gt; 前事業年度の確定申告書別表 1-</p> <p>&lt;個人&gt; 令和 3 年の確定申告書 B 第一表及び所得税青色申告決算書 (1~4 ページ)</p> <p>※白色申告の方は収支内訳書 (両面)</p>	<p>各自準備</p>
<p>&lt;法人&gt; 現在事項全部証明書 ※発行日から 3 カ月以内のもの</p> <p>&lt;個人&gt; 身分証明書の写し(運転免許書・健康保険証・マイナンバーカードなど)</p> <p>※裏面のあるものは両面</p>	<p>各自準備</p>
<p>市税納税証明書</p> <p>※発行日から 3 月以内のもの</p> <p>※証明書は、滞納のない証明を発行ください。</p>	<p>各自準備</p>
<p>申請者名義の振込口座通帳の写し ※表紙及び見開きページ</p>	<p>各自準備</p>
<p>その他実行委員会が必要とする書類</p> <p>※実行委員会より指示の無い場合は添付不要</p>	<p>各自準備</p>

#### (4) 申請時の留意事項

- ・ 必ず、申請書の送付は特定記録郵便など記録が残る方法で送付してください。
- ・ 送付時の追跡番号等は支援金が振り込まれるまで保管してください。
- ・ 必要な書類が一式揃ったものを正式な申請として受け付けます。
- ・ 受付期間最終日の時点で不備のある申請書類は受け付けません。
- ・ 書類作成にかかる経費は、申請事業者の負担となります。
- ・ 書類は、写しを必ず保管してください。
- ・ 安芸高田市原油価格高騰緊急経済対策支援金は、課税対象となります。
- ・ 審査を行うに当たり、電話により内容確認することがございます。必ず連絡の取れる番号を申請書にご記入ください。また、必要に応じて追加書類の作成及び提出を求める場合があります。

#### (5) 問い合わせ先

<安芸高田市原油価格高騰緊急経済対策事業実行委員会>

安芸高田市商工会 TEL：0826-42-0560

安芸高田市商工観光課 TEL：0826-47-4024

#### 7 支払いについて

審査終了後 2 週間程度で振り込みをいたします。ただし、審査に伴い、書類の不備や不明点などのご確認に時間を要した場合には、遅れることもございます。

#### 8 その他

- (1) 支援事業者は、金銭出納簿その他帳簿を備え付け、証拠書類とともに整備し、支援事業の完了した日が属する会計年度の終了後 5 年間保存してください。
- (2) この申請ガイドに記載のない事項は、安芸高田市原油価格高騰緊急経済対策事業実行委員会で協議の上決定し、別に作成する「申請 Q&A」にて定めるものとします。